

## 業務仕様書

## 1 業務概要

## (1) 業務名

旧岩手県一関保健所大東支所石綿事前調査等業務

## (2) 業務場所

一関市大東町摺沢字観音堂24番地6

## (3) 業務目的

旧岩手県一関保健所大東支所の解体工事にあたり、石綿による労働者の健康障害を防止するとともに、適切な工事費の算出及び工期を設定するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（以下、「石綿則」という。）第3条に基づく事前調査を実施する。

また、併せて対象地内にて使用している照明器具の安定器についてPCB含有の有無を事前に確認し、調査結果に応じた適切な処理計画策定の資料を得ることを目的とする。

## (4) 業務期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

## 2 業務内容

## (1) 石綿事前調査

## ア 調査概要

石綿則第3条に基づき、当該建築物の石綿含有の有無を調査・診断を行うものとする。

## イ 調査対象

調査対象建物及び工作物は下表のとおりとする。

## (ア) 建物

建物名称	用途	細目	構造	階数	延べ面積	建築年
庁舎	庁舎、事務所	事務所建	RC	地上2階	744.33㎡	昭和47年
倉庫・機械室	倉庫	倉庫建	B	地上1階	57.50㎡	昭和47年
車庫	車庫	車庫建	S	地上1階	79.05㎡	昭和47年
犬抑留舎	犬抑留所	雑屋建	B	地上1階	20.03㎡	昭和47年

## (イ) 工作物

用途	細目	構造	数量	取得年
囲障	囲障	鋼鉄	106.00m	昭和47年
排水路	雑工作物	RC	1.00個	昭和51年
自転車置場	自転車置場	S	1.00個	昭和47年
掲示板	掲示板	RC	1.00個	昭和47年
渡廊下	雑工作物	S	1.00個	昭和47年

## ウ 調査手順

(ア) 事前準備（現場の概要確認、設計図書等の確認、調査計画の立案等）

(イ) 書面調査

設計図書等の読取確認による使用建材及び部位の確認を行う。

(ウ) 現地調査

現地調査により設計図書との整合性及び使用建材の確認を行う。

(エ) 分析調査

- ① 書面調査及び現地調査で石綿含有の有無が断定できない建材は、必要に応じて分析調査のための試料採取を行う。
- ② 分析数量は、定性分析25試料、定量分析5試料とする。なお、本分析数量は概数とし、数量に増減が発生した場合は設計変更の対象とする。また、定量分析は、定性分析で石綿含有が判明した建材を対象に実施するものとする。
- ③ 石綿含有分析における対象は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトの6種類とする（「石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」（平成20年2月6日付け基安化発第0206003号）に基づく。）。なお、分析方法は「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（JIS A 1481 規格群）により行うこととする。

(オ) 調査結果報告書の作成

調査結果報告書は厚生労働省の石綿飛散漏洩防止徹底マニュアル[2.20版]に基づき以下の内容を取りまとめることとする。

- ① アスベスト有無事前調査結果報告書（（一社）JATI協会報告書様式に準ずる）
- ② アスベスト有無事前調査詳細表（（一社）JATI協会報告書様式に準ずる）
- ③ 調査図面（石綿含有建材の所在を記入したもの）
- ④ 調査写真（建材採取写真を含む）
- ⑤ 分析結果報告書
- ⑥ 石綿含有の有無について判断に用いた参考資料

(2) 照明器具の安定器調査

ア 調査概要

対象地内に残存されている照明器具のうち、安定器が使用されている蛍光灯及び水銀灯について、PCB含有の有無についての調査を実施する。

イ 調査対象

「(1)石綿事前調査イ調査対象」中の建物及び工作物に残存している照明器具及び敷地内の水銀灯を調査の対象とする。

なお、調査の際に、足場や高所作業車等が必要となる場合は、受注者にて必要な有資格者配置の下、手配準備を行うこととする。

ウ 調査手順

(ア) 現地調査

全数調査を原則とし、照明器具のうち、安定器が使用されている蛍光灯及び水銀灯について、照明器具の銘板を確認し、PCB含有の有無の判定を行う。

また、照明器具の銘板情報のみでは判定出来ないものについては、安定器の銘板を確認し、PCB含有の有無の判定を行う。

(イ) 調査結果報告書の作成

調査結果については、一覧表等にて以下①～⑤の内容を取りまとめることとする（下記⑤以外の「不明」な部分については、その旨を記載する。）。

また、調査状況写真を提出することとする。

- ① 照明器具使用箇所、部位

- ② 照明器具の種類
- ③ 型番、製造年月、製造者
- ④ 力率
- ⑤ PCB使用有無及び判断根拠

### 3 一般事項

- (1) 受注者は、本業務の技術上の実務を統括する管理技術者を定め、氏名その他必要な事項を発注者に通知する。業務期間中に管理技術者を変更する場合も同様とする。
- (2) 管理技術者は、次のすべての要件を満たすものであること。
  - ア 受注者と直接的な雇用関係にある者。
  - イ 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成25年7月30日公示）により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者、又は日本アスベスト調査診断協会に登録された者（石綿調査診断士）。
  - ウ じん肺及び石綿に関する特別健康診断を受診して所見がないこと。
- (3) 受注者は契約締結後10日以内に次の項目を記載した書類及び業務計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。
  - ア 業務工程表
  - イ 管理技術者経歴書（氏名、年齢、役職、保有資格（資格証書等の写し添付）、実務経験年数）
  - ウ 作業員名簿
  - エ その他、発注者が必要に応じて指定する事項
- (4) 成果品は、2部提出する。また、報告書の電子データ（PDF）をCD-Rに保存し1部提出するものとする。

### 4 その他

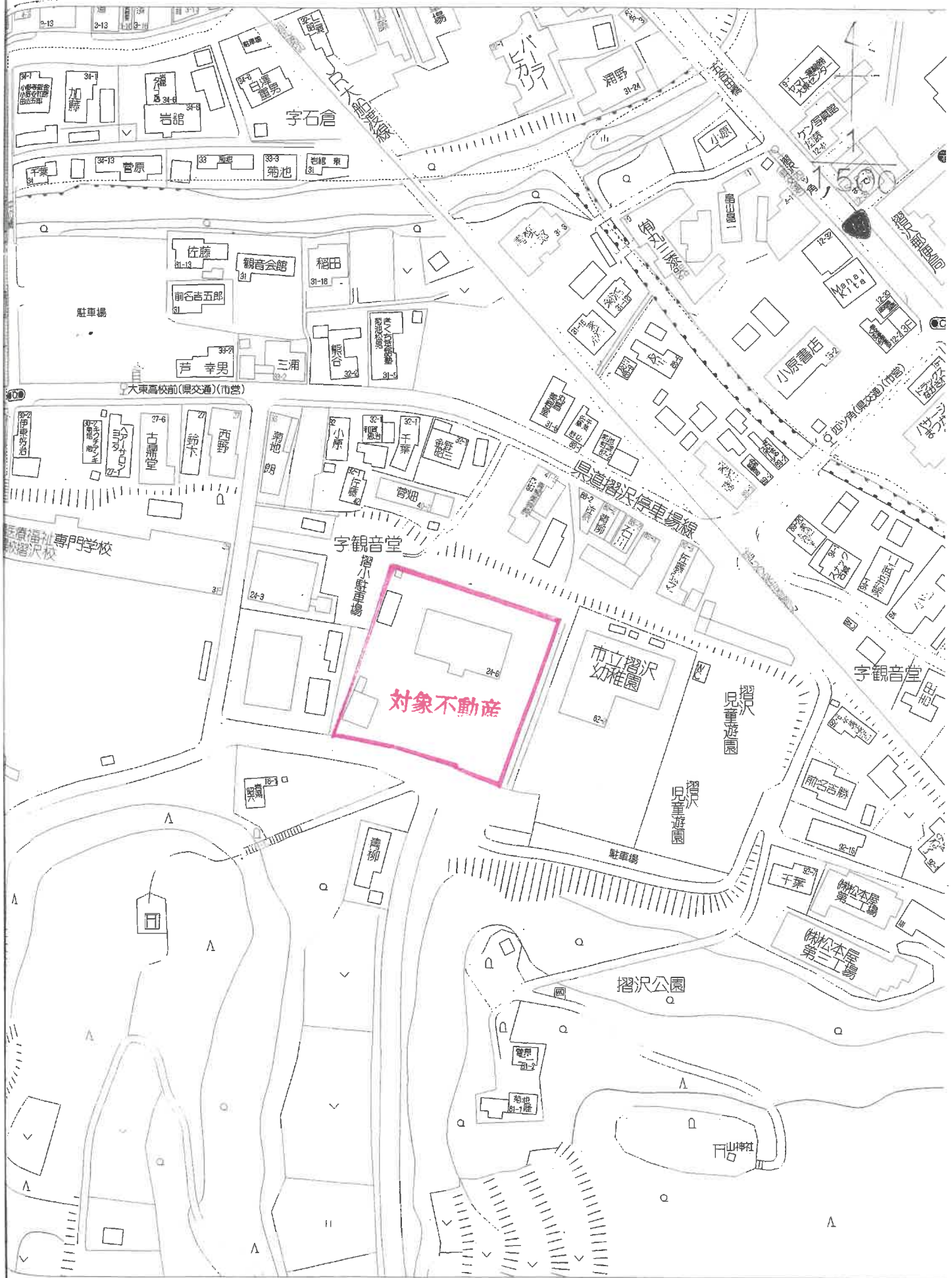
#### (1) 特記事項

- ア 本業務は、本仕様書に基づくものとし、定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者で協議の上、決定する。
- イ 受注者は、本業務の実施にあたり関係する諸法令を遵守する。
- ウ 現地調査（作業）については、原則として発注者の勤務時間内に行うとともに、必要な養生を行うとともに作業場所の整理整頓に努めること。また、作業終了後は速やか機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。
- エ 石綿事前調査の試料採取場所及び採取箇所は発注者との協議により決定する。
- オ 発生材等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、受注者の責任において適切に処分する。
- カ 受注者は、調査内容や報告書等関連資料を当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。
- キ 受注者は、調査時の災害防止について、関係法令を順守するとともに、第三者に及ぼす災害の防止及び本業務に従事する者の安全に留意すること。

#### (2) 貸与資料

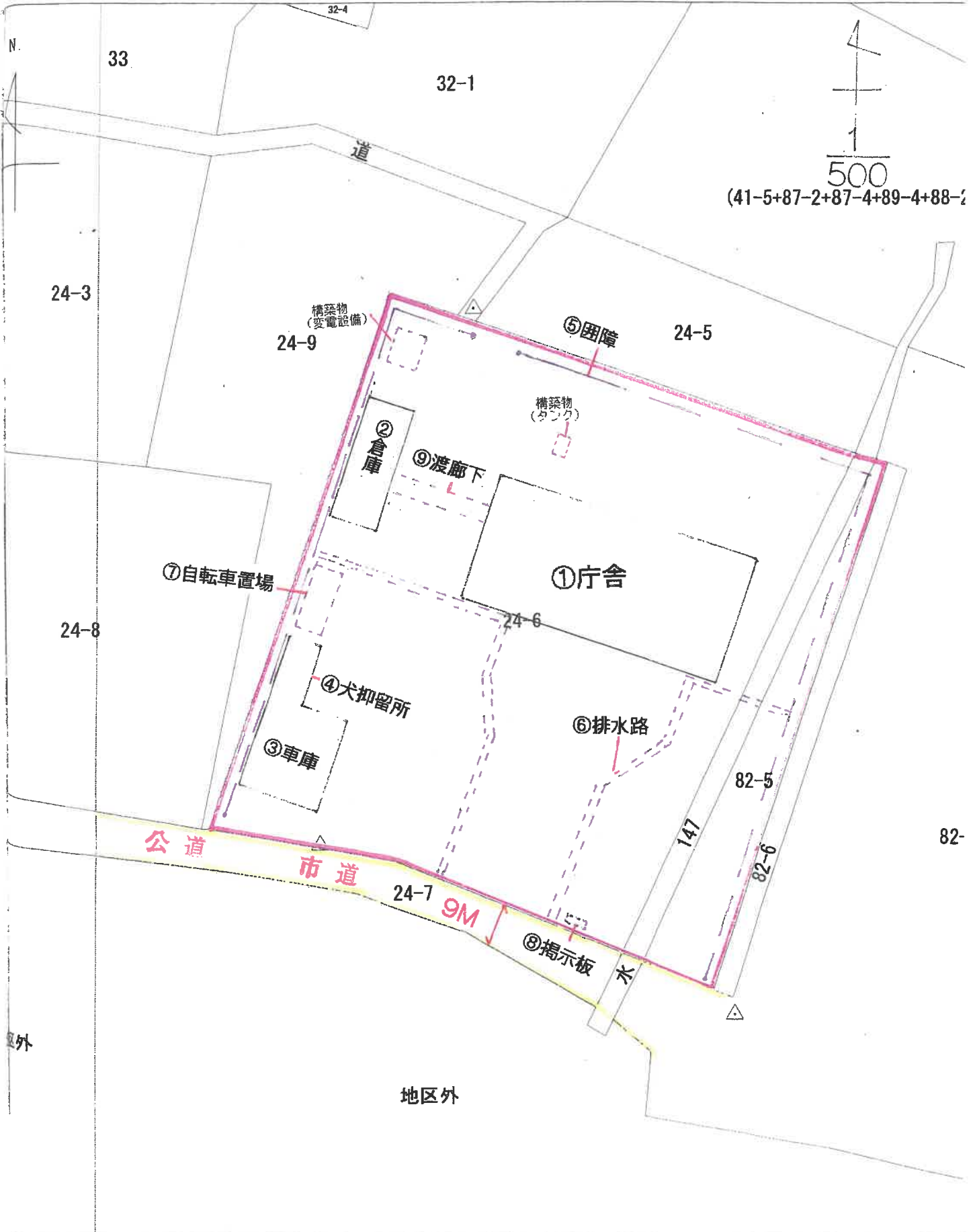
- ア 調査対象建築物に関わる設計図書等について、業務期間中資料を貸与する。
- イ 資料の貸与期間については発注者と受注者で協議する。

# 住宅地図



# 建物配置図

(座標値種別: )



(座標値種別: 測量成果)